3　競争参加資格の申請
⑴　インターネットの場合
ア　申請の方法
別記３に掲げるインターネットホームページにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。送信先の受付機関での受付完了後、申請内容確認のメールが、登録したメールアドレスあて送信される。
なお、添付書類は、申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送（書留郵便）等することもできる。
㋐　登記事項証明書の写し（法人の場合）
㋑　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
㋒　営業経歴書
㋓　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３とする。）
A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
B　法人税（法人の場合）
C　所得税（個人の場合）
㋔　予算決算及び会計令第70条第３号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿
注：公的機関が発行する書類については、発行日から受付到着まで３か月以内のものとする。
⑵　持参又は郵送等の場合
ア　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、別記３に掲げるインターネットホームページにアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。
なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。
イ　申請書の提出方法　申請書に本公示３⑴に掲げる書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。
持参の場合の受付時間は、土日休日を除く10時から16時（執務時間内に限る。）とする。郵送（書留郵便）等も可。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
ア　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
4　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記４の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記５の区分に基づいて格付けする。
5　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。
6　資格の有効期間
資格を付与されたときから平成31年３月31日までとする。
7　資格を発行しない場合及び取り消す場合
予算決算及び会計令第70条第３号に該当する場合は、資格を発行しない。また、資格を取得した者が有効期間の途中で同条同号に該当することになった場合及び該当することが判明した際は、資格を取り消すものとする。
8　競争参加資格を有する者の名簿の公開及び資格審査に関する照会先
別表に掲げる申請場所
競争参加資格を有する者の名簿（業者コード、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者、電話番号・ＦＡＸ番号、営業品目、等級・企業規模等）は、別記３に掲げるインターネットホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。
また、申請者の同意がある場合、地方公共団体に対し、入札参加資格審査のために申請情報及び添付資料を提供することがある。
9　その他
⑴　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに別記３に掲げるインターネットホームページにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。
また、申請書同様、持参又は郵送等による変更届の提出もできる。
なお、「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」（以下「変更届」という。）の入手方法及び提出方法については、本公示３［競争参加資格の申請］に示すものと同様とする。
ア　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合
㋐　資格審査結果通知書
㋑　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）
㋒　予算決算及び会計令第70条第３号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿（「代表者氏名」の場合に限る。）
イ　「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合
㋐　資格審査結果通知書
㋑　営業経歴書
ウ　「希望する資格の種類」又は「調達する物品等（営業品目）」の場合
㋐　資格審査結果通知書
㋑　登記事項証明書又は営業経歴書
エ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合
㋐　資格審査結果通知書
㋑　登記事項証明書又は営業経歴書
㋒　直近の財務諸表
オ　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。
⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに提出すること。
ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し
イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し
ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。
⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。
⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに届け出ること。郵送（書留郵便）等も可。
⑸　資格審査結果通知書の再発行　紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。
別記１　資格が有効となる各省各庁
衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。
別記２　競争参加地域及び都道府県名
⑴　北海道：北海道
⑵　東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
⑶　関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
⑷　東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
⑸　近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⑹　中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
⑺　四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⑻　九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
別記３　インターネットホームページ
統一資格審査申請・調達情報検索サイト
https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html
別記４　付与数値
〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕